

**淡路島南駐車場整備事業 実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

南あわじ市において、大鳴門橋自転車道を兵庫・徳島両県が整備中であり、新たに年間約 40 万人の観光客が大鳴門橋周辺を訪れると推計（兵庫県）されている。

新たな観光施設となる大鳴門橋自転車道の整備により発生が予想されるオーバーツーリズムを未然に防止・抑制し、持続可能な観光を推進するため、令和 6 年 10 月に「大鳴門橋周辺地域オーバーツーリズム対策基本計画」を策定した。

当業務はこの基本計画に基づき、南あわじ市阿那賀地区において駐車場を整備するにあたり、土木・建築工事の基本・実施設計およびそれに必要な地質調査・調整池・汚水管渠（または浄化槽）・道路詳細（交差点）および環境アセスメントを実施するものである。

業務にあたり、豊富な経験と専門知識を持つ事業者による計画策定を進めるため、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、受注候補者として最適と考えられる事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

2. 業務の概要

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 業 務 名 | 淡路島南駐車場整備事業 実施設計業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (4) 見 積 限 度 額 | 72,281 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |
| (5) 支 払 条 件 | 前払金：有、部分払：有 |

3. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

- (1) 公告日時点において、他の地方公共団体又は国において本業務と同種又は類似の業務を過去10年以内に受託した実績があること。
- (2) 本業務に必要な技術資格をもった技術者（建築士、技術士等）を配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 最優秀提案者の特定の日までの期間において、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、南あわじ市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定

し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

- (7) 南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施に係るスケジュールは、別紙 1 「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとする。

5. 参加手続き等

(1) 資料の閲覧及び配布

① 閲覧及び配布期間

令和 7 年 4 月 1 7 日（木）～令和 7 年 4 月 3 0 日（水）

（ただし、南あわじ市の休日を定める条例(平成17年南あわじ市条例第10号)第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」といいます。）を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。）

② 閲覧及び配布場所等

下記③の資料を南あわじ市ホームページに掲載するほか、担当事務局（14参照）において閲覧に供するとともに配布します。

③ 閲覧及び配布資料

- ア 淡路島南駐車場整備事業 実施設計業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 業務委託仕様書
- ウ 提出書類一式

(2) 参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う本実施要領、仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

提出期限： 令和 7 年 4 月 2 8 日（月）

（ただし、市の休日を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし、提出期限の日は正午までとします。）

提出方法： 質問書(様式第 15 号)を使用し、電子メール又は F A X により下記まで送信してください。（口頭等は認めません。）

送 信 先： 14. 担当部署（提出・問い合わせ先）参照

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

回答期限： 令和 7 年 5 月 1 日（木）

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、南あわじ市ホームページに掲載します。

なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

① 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書を提出してください。

提出期限： 令和7年5月2日（金）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。）

提出先： 14. 担当部署（提出・問い合わせ先）参照

提出方法： 持参又は郵送によること。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市の休日を除く。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

提出部数： 各書類 正本1部（書類は、A4判サイズに統一してください。）

提出書類： 別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

② プロポーザル参加資格の確認及び通知

①において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、その結果を参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知します。正文については、別途郵送により送付します。

ア 参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。

イ 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

② 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送により辞退届（様式第14号）を担当事務局（14参照）へ提出してください。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

提出期限： 令和7年5月14日（水）

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は午後5時までとします。）

提出方法： 質問書（様式第15号）を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信してください。（口頭等は認めません。）

送信先： 担当事務局（14参照）

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

回答期限： 令和7年5月16日（金）

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、全ての参加者に対し電子

メール又はFAXにより送付します。

8. 企画提案書の提出

提出書類：別紙3「企画提案書提出時提出図書一覧」参照

提出期限：令和7年5月30日（金）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。）

提出先：担当事務局（14参照）

提出方法：持参又は郵送によること。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市の休日を除く。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

提出部数：各書類 正本1部、副本8部

（書類は、A4判サイズに統一してください。A3判サイズによる折込項の挿入は可とします。）

9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」といいます。）を実施します。なお、実施の詳細等については、後日参加者に通知します。また、ヒアリング等は非公開とします。

実施日：令和7年6月6日（金）（予定）

実施場所：南あわじ市役所 304・305会議室（予定）

出席者：1事業者2名まで

実施内容：1事業者あたり50分程度を予定

（プレゼンテーション：30分程度、ヒアリング：20分程度を予定）

ただし、提案者数が多い場合は、変更することがあります。

説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明してください。（説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合があります。）

※審査時の追加資料の提出及び提示は認めません。

機材等：プロジェクター及びスクリーンは必要に応じて準備するが、パソコン等については、事業者が用意してください。

順番：ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とします。

10. 選考要領

(1) 審査委員会

本プロポーザルの特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南あわじ市条例第47号）に基づき、南あわじ市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において実施します。なお、審査委員会は非公開とします。

(2) 審査基準等

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙4「審査項目及び審査基準の概要」のとおりとします。

(3) 審査方法

審査は、提出書類の審査及びヒアリング等による審査とします。

(4) 選考方法

審査委員会において、各委員の審査を踏まえ総合的に判断し、本業務について最も適切な者（最優秀提案者）を候補者として選考し、特定するものとします。

なお、すべての企画提案者の総合評価が60点に満たない場合は、該当者なしとします。

本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施します。

(5) 審査結果

審査結果については、書面により通知するとともに、南あわじ市ホームページで公表します。なお、選考の過程は非公開とします。

① 最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。

② 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

11. 契約の方法等

(1) 契約の締結

上記10により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられるものとします。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結します。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記12の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者（基準点未満の者を除く。）と協議できるものとします。

(2) 契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければなりません。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」といいます。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとします。

(3) 契約書

原則、本市が用意した契約書様式を使用するものとします。

(4) その他

その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとします。

12. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとします。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」といいます。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 経費見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2. (4)」に規定する見積限度額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

13. その他注意事項等

- (1) 参加報奨金は支払いません。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とします。）
- (2) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された提案書等については返却しません。
- (4) 提出された提案書等は、最優秀提案者の特定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとします。
- (5) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (6) 提案書等の著作権は、南あわじ市に帰属することとします。但し、南あわじ市と随意契約を締結しなかった参加者が提出した提案書等の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (7) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、公表することがあります。ただし、同条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではありません。
- (8) 同一の参加者が、複数の企画提案をすることはできません。
- (9) 最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記11.に係る契約の締結前に提出していただくこととなります。
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。
- (11) 本プロポーザルの参加者から本業務の一部の再委託を受けようとする者（以下「協力事業所」といいます。）は、本プロポーザルの参加者や他の参加者の協力事業所になることはできません。

14. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒656－0492 兵庫県南あわじ市市善光寺2番地1

南あわじ市 産業建設部 商工観光課 万博・観光戦略室

電話番号：0799－43－5221（直通）

F A X：0799－43－5321

電子メールアドレス：expo_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp

別紙 1 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間等
① 公募開始（公告）	令和 7 年 4 月 1 7 日（木）
② 資料の閲覧及び配布期間	令和 7 年 4 月 1 7 日（木）～ 4 月 3 0 日（水）
③ 参加表明に関する質問書の提出期限	令和 7 年 4 月 2 8 日（月）
④ 参加表明に関する質問への回答期限	令和 7 年 5 月 1 日（木）
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金）正午まで
⑥ 参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和 7 年 5 月 9 日（金）（予定）
⑦ 参加資格がないとした理由の説明要求期間	上記⑥通知日翌日から 7 日以内
⑧ 質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 1 4 日（水）
⑨ 質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 1 6 日（金）
⑩ 企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）正午まで
⑪ ヒアリング等の実施	令和 7 年 6 月 6 日（金）（予定）
⑫ 審査委員会	令和 7 年 6 月 6 日（金）（予定）
⑬ 最優秀提案者の特定（審査結果通知）	令和 7 年 6 月中旬
⑭ 非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から 7 日以内
⑮ 最優秀提案者への見積依頼	令和 7 年 6 月中旬
⑯ 契約の締結	令和 7 年 6 月 1 7 日（火）（予定）

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しません。

別紙２ 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 参加表明書（様式第１号）	正本１部
② 事業所概要（様式第２号）	正本１部
ア) 会社パンフレットがあれば、添付してください。	
③ 同種業務実績（様式第３号）	正本１部
ア) 主な実績を最低１件（最大３件）記載してください。 イ) 記載した業務における契約書の写しを添付してください。	
④ 協力事業所概要（様式第４号）	正本１部
ア) 業務の一部を再委託する場合、その事務所の概要を記載してください。 ※ 再委託をしない場合は提出不要	
⑤ 業務実施体制（様式第５号）	正本１部
ア) どの様な体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを、配置 予定技術者を含めて記載してください。	
⑥ 財務諸表	正本１部
ア) 貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、販売費及び一般管理費並び にキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	
⑦ 納税証明書 ★	正本１部
ア) 国税＝（法人）その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費 税」について未納のない証明 （個人）その３の２「申告所得税」と「消費税及び地方消 費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝証明日現在で、南あわじ市税に係る未納税額のない証明 ※１ 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所 が南あわじ市にある場合のみ ※２ 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納 の無い証明でも可	
⑧ 委任状（様式第７号）	正本１部
※ 支店・営業所に本業務の契約に関する行為を委任する場合のみ	
⑨ 使用印鑑届（様式第６号）	正本１部
⑩ 印鑑証明書 ★	正本１部
⑪ 法人登記の履歴事項全部証明書 ★ ※ 個人の場合は住民票の写し	正本１部

- ※ 上記①から⑪までの書類を1セットとし、正本1部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。
- ※ ★印の各種証明書は、証明年月日が参加表明書提出時以前の3ヶ月以内のもの（写し可）を提出してください。
- ※ ⑨～⑪については、南あわじ市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出が必要です。

別紙 3 企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 企画提案書（様式第11号）	正本 1 部、副本 8 部
② 事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 8 部
③ 同種業務実績（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 8 部
④ 協力事務所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 8 部
⑤ 財務諸表（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 8 部
⑥ 業務実施体制（参加表明書添付資料再添付）	正本 1 部、副本 8 部
⑦ 実施方針（様式第12号）	正本 1 部、副本 8 部
ア)次に掲げる事項を記載すること。（自由様式） ※プレゼンテーション資料（パワーポイント等）を含む。 【テーマ 1】 現地で発生する石材の利活用 本事業用地には、多量（約1,460m³）の石材（墓石）がある。この石材を現地において利活用する方法を検討し、設計・施工にあたっての留意点を述べること。ただし、提案にあたっては、経済性、施工性、安全性、環境への影響、関係法令への対応、工期について考慮すること。 【テーマ 2】 国立公園内に整備する施設としての配慮 本事業用地は、瀬戸内海国立公園の第三種特別地域に位置している。このため、地形の改変や景観への影響など周辺環境に配慮した整備が求められる。 現地条件を踏まえて、駐車場、建築物等の整備にあたり設計上の工夫を述べること。ただし、提案にあたっては、経済性、関係法令への対応、工期等について考慮すること。	
⑧ 業務工程表（任意様式）	正本 1 部、副本 8 部
⑨ 経費見積書（様式第13号）	正本 1 部、副本 8 部
イ) 内訳明細書を添付すること。（自由様式）	

⑩ 見積参考図書（任意様式）	正本 1 部
----------------	--------

※ 上記①から⑨までの書類を 1 セットとし、正本 1 部及び副本 8 部として調製してください。また、インデックス等により見やすいように調製してください。なお、⑩については、正本に添付してください。

別紙 4 審査項目及び審査基準の概要

審査項目			審査基準の概要
提出書類の審査	企業の実績	(1)企業の経営規模及び信頼性	企業としての経営規模、履行能力及び主要実績、同種業務実績内容等について評価する。
		(2)主要実績及び本業務と同種業務の実績	
	配置予定者の経歴、実績等	(1)業務実施体制としての取り組み	管理者、担当者等の経験、業務実績等が豊富な場合や他の手持ち業務との重複がない場合に優位に評価する。また、業務実施体制としての取り組みが、本業務内容に合致した内容となっている場合優位に評価する。
プレゼンテーション・ヒアリングによる審査	企画提案内容	実施方針（コンセプト）	本業務を実施する上で、本業務における課題や問題点を的確に把握するとともに、提示した項目に対する提案内容について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。
		業務目標の達成に資する提案か。	
		整合性が取れているか。	
		実現性の裏付けはあるか。	
		独自性のある提案か。	
	見積額		提案内容に応じた妥当な見積額であるか。